

# 『国名風土記』考

——統群書類従本『日本得名』の刊年を中心に——

## 渡 辺 守 邦

『国名風土記』は一名を『日本得名』といい、統群書類

な国名の由来が開陳される。

従にも『日本得名』の名で収録される。統類従の『日本得名』は底本を寛永五年刊本とし、『群書解題』また寛永五年として考証を加えるが、そうすると困った問題が次々と浮かびあがってくる。それゆえ「寛永」は安永とか嘉永とかの誤りではないのかという突拍子もない思いつきに発する考証を、ここに行ってみることにした。

\*

浅井了意の『江戸名所記』（寛文二板）は旧知の二人が連れ立って江戸市中の名所旧跡をめぐる体裁をとるが、その冒頭に、まず武蔵国の説明からということで、次のよう

さても此国を武蔵と名つけし事はいか成故かあるらんといふに、あるしのおきなこたへていはく、古き人の物がたりにこの国のうちに祖父が嵩とてたかき山あり。その山の有さま鎧武者の大にかつて立たるかたちに似たり。されば人王十二代景行天皇の御宇に日本武尊東夷をしづめんとてこの国にくだり給ひ、かの嵩を見そなはしての給はく、此山のいきをひによりて此国の人はこゝろのたけき事余国にすぐれたるもこととはりなり。我今大將軍として東夷のともがら王命にそむくものを責したがへんがためにくだれり。ねがはくは此嵩の神わが軍をまもるべしとて、みづから所持

の武具を嵩のうへなる岩蔵にこめて山神をまつり給ふ。武具をこめし岩蔵の国なれば文字に武蔵と書たり。さてほどなくたいらかに国中おさまりければ、今は、や武者武具をさしをくなりとのたまひしよりむさしの国とは名つけたり。かの嵩は後に弘法大師のほり給ひて妙見大ぼさつを勧請し給ひける故に妙見菩薩の御嵩と申也とかたり伝へ待るといふ（巻一「武蔵国」）。

引用に当って句読点を補った。

ここに述べられる武蔵の国名の由来は『江戸名所図会』の同じく冒頭にある、次の一文とおそらく出所を共有する説であろう。

……『風土記抄』にいふ、武蔵の国、秩父の嵩は、その勢ひ勇者の怒り立てるがごとし。日本武尊、この山に東夷征伐の祈願をこめ給ひ、その後東夷尽く平治せしかば、その武器を秩父岩倉山に納め給ふ。よりにてこの国をむさしと称せしとなり（巻一「武蔵」<sup>注1</sup>）。

『江戸名所図会』にいう『風土記抄』について、鈴木棠

三・朝倉治彦氏は角川文庫の脚注において、

偽風土記の残篇をいうか。或いは『日本得名』をさすか。後者は一名『国名風土記』。二巻。続群書類従雑部所収。

<sup>注2</sup>とする。『日本得名』は別名の『国名風土記』からも明らかなように六十六国二島（彦岐、対馬）の名称を、国ごとにその由縁を物語る説話などに触れながら解説する書物である。鈴木・朝倉説に従い続群書類従雑部所収『日本得名』の当該箇所を引用すれば、次のごとくである。

武蔵国トハ。当国秩父ノ嵩ハ。其鎧武者ノイカリタツル体ナリ。コレニ依テ。此国ノ人ノ心タケキナリ。日本武ノ尊東夷ヲ追罰ノタメニ下リ給シトキ。カノミネヘ詣テ御覽シテ。吾朝ノ人ノ心武事。コノミネノユヘナリ。依テ吾レト凶徒ヲシタカヘル大將軍タリシカハ。御祈禱ノタメト所持シ給ケル。兵具ヲ彼ノ妙見大菩薩ノ御嵩ニヲサメ。ウズミヲキ玉フナリ。彼ノ武具ヲ岩蔵籠ラル。故ニ号シテ武蔵トイフ。又武具サシラクト仰有ケルニ云レ爾歟也（巻上<sup>注3</sup>）。

兵具を籠めた山の名を「祖父が嵩」「秩父ノ嵩」と違えるものの代え名を「妙見菩薩の御嵩」として一致させるとこ

ろから、『江戸名所記』の当該記事の出所もまた『日本得名(国名風土記)』と考えて支障がないもののものである。さらに続類従では『日本得名』の巻末に、

以異本今往々訂正之梓者也。

寛永五<sup>戊</sup> 千<sup>年</sup>九月吉日 中村孫兵衛 蔵板

と記して底本を明かす。寛永五年中村孫兵衛の刊本を底本にしたというのであるが、寛永五(一六二八)年ならば年次的にも『江戸名所記』刊行の寛文二(一六六二)年との間に齟齬をきたさない。

このようにして『国名風土記』から『江戸名所記』へと  
いう影響関係を納得することができるのはあるが、同時に  
何がしかのためらいを感じないではいられない。おそらく  
それは続類従の寛永五年板『国名風土記』がいくつかの  
不審を伴うものであるところからであろう。不審とは、た  
とえばすでに『群書解題』も触れるところであるが、巻頭<sup>注4</sup>  
を飾る皇統の系図が人皇初代神武天皇に始まって第百十五  
代今天皇に及んでいる点である。この代数は神功皇后を  
第十五代と認める数え方に従う。それゆえ第百十五代今上  
皇帝には中御門天皇(在位一七〇九〜三五)が当る。そう  
するとこの系図は刊記の寛永五(一六二八)年から起算し

て八〇年以上も後の史実を取り込んでいることになる。

不審の第二は版元の中村孫兵衛に寛永期の営業活動が確  
認できないことである。中村孫兵衛とは井上隆明氏『改訂  
近世書林版元總覽』<sup>注5</sup>に永原屋孫兵衛の名で載る京都高辻通  
雁金町の永原屋中村孫兵衛のことであろう。井上氏はその  
営業期間を天和二(一六八二)〜正徳四(一七一四)とす  
る。もう少し早い刊行物もあったようではあるが、とても  
寛永(一六二四〜四三)まで溯れそうにない。<sup>注6</sup>

そして不審の第三は続類従にいう底本の刊記そのものに  
ある。続類従に刊年を「寛永五<sup>戊</sup> 千<sup>年</sup>」とする。「戊子」  
は「戊子」の誤植であろうが、「戊子」が「戊子」の誤り  
であったとしても干支が合わない。寛永五年は「戊辰」な  
のである。十二支を前年あるいは前々年と勘違いしたケー  
スは刊記にもまま見られるようだが、「辰」から「子」へ  
と足かけ八年を隔てた誤りは珍しい。

こんな風に続類従の寛永五年板『国名風土記』には数々  
の不審がまとわりつくのであるが、そんな不審の糸を解き  
ほぐしてみるとしよう。

まず採りあげてみたいのは第三の「寛永五年・戊子」で  
ある。干支の不自然な隔たりは「戊子」という箇所ではな  
く干支以外の箇所すなわち「寛永五」の方にトラブルの隠  
れている蓋然性を探ってみることも必要ではないか、そう

考えて「寛」と「永」のつく年号の第五年について干支を照合してみた。該当する年度は寛永五年を含めて次の六例である。

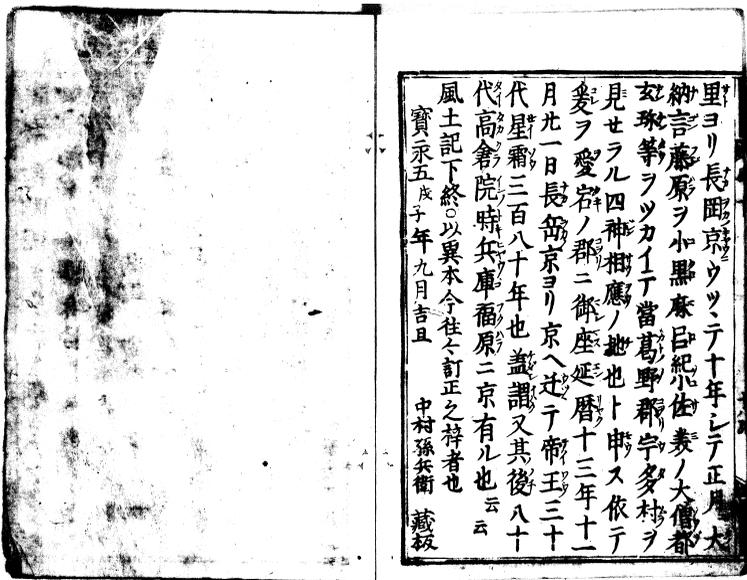
〔寛〕

寛永五（二六二八）……戊辰  
 寛文五（二六六五）……乙巳  
 寛政五（二七九三）……癸丑

〔永〕

宝永五（二七〇八）……戊子  
 安永五（二七七六）……丙申  
 嘉永五（一八五二）……壬子

兎戯に等しい着想ではあったものの、意外や有意の反応が浮かびあがった。宝永五年である。宝永五年は「宝永五・戊子」と「宝」字以外は一致する。加えて「宝」はその正字である「寶」が字形を「寛」に近似させる。もしかや「寛永五（戊子）年」とは「寶永五（戊子）年」の、これもまた誤植ではないのか。この推測を検証する確実で手っ取り早い方法がある。宮内庁書陵部に現存する続類従の原本に当たってみることがそれ。〔図版1〕が書陵部の続類従原本



〔図版1〕 続群書類従原本宝永五年板『日本得名（国名風土記）』の刊記。宮内庁書陵部蔵。

の最終丁、すなわち刊記の載るページである。続類従原本の『日本得名』は板本をそのまま底本に当てるがその刊記は次のごとくであった。

○以異本今往々訂正之梓者也。

寶永五<sup>戊</sup> 壬午九月吉日 中村孫兵衛 蔵板

思いつきが的中して、ここに、続類従にいう『日本得名』の正体は寛永五年板ではなく宝永五(一七〇八)年の刊本と判明した。<sup>注7</sup>これならば天和二(一六八二)→正徳四(一七一四)とされる中村孫兵衛こと永原屋孫兵衛の営業期間にも納まる。「寛」永五年は恐らく明治に入って印刷を活版にゆだねた段階における校正漏れであろう。

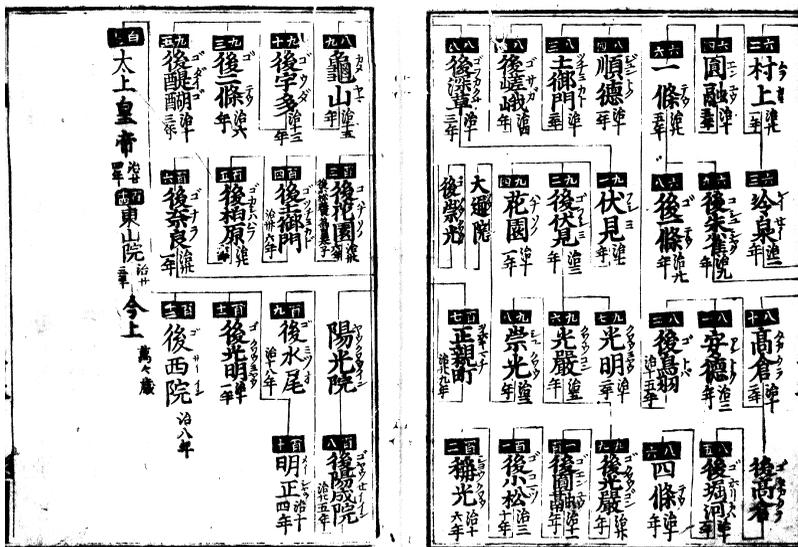
ただしこれにて続類従『日本得名』にまつわる懸念が払拭されてめでたく一件落着、とは参りそうにない。続類従『日本得名』の帝王系図が第百十五代今上中御門天皇にまで及ぶことを不審の第一として挙げたが、寛永五年が宝永五年のミスであった事実をもつてもこの疑問はすっきりと解決しない。百十四代東山天皇から今上(百十五代中御門)天皇への代替わりが宝永六(一七〇九)年の事績であって刊記の宝永五年に遅れること一年のギャップが生じるからである。しかしこのギャップはしばらくペンデイン

グとし、書陵部の続類従原本を見実することによって気づかされた新たな問題を採りあげてみる。

\*

新たな問題とは続類従「日本得名」の原本である宝永五年板『国名風土記』の冒頭を飾る帝王系図のうち「<sup>百十三</sup>太上皇帝<sup>治井</sup>四年」以下が杜撰としか言いようのない版面処理の様相を顕わにしている点である。この点に関して図版に即して説明をしてみることしよう。「図版2」は宝永五年板の帝王系図の最後の見開き(上巻二ウ―三オ)である。本書の帝王系図は一行四段の構成を取るが、白抜きにした歴代の代数は四段それぞれに高さを揃えて整然と乱れない。これを特色の第一とすれば、第二として点画をゆるがせにしない端正な書体を挙げる<sup>注8</sup>ことができよう。

この点からしても雑然として版面の基調を乱す最終行の「<sup>百十三</sup>太上皇帝<sup>治井</sup>四年」以下を後の追加と確認できるであろう。入木による追加が版面に不調和をもたらしたのである。『国名風土記』の宝永五年板は入木によって記事を追加した求板本であった。そしてこの事実は、宝永五年板『国名風土記』に板木を提供する刊本の先行があったことを問わず語りする。



〔図版2〕続群書類従原本宝永五年板『日本得名（国名風土記）』の上巻2ウー3オ。宮内庁書陵部蔵。

宝永五年板が板木を流用した刊本は以下のようにしてその実体の解明が可能である。まず第一にいえることは「百三太上皇帝治卅」以下の記事を欠くものであった。つまり帝王系図の掉尾が、

百二後西院 治八年

であったということになる。しかしそれでは帝王系図の約束ごとに反する。帝王系図は今上皇帝の宝祚長久を祈念する文言をもつて結びとする。何か見落しがあつたらしい。

見落しは「百二後西院 治八年」という箇所にあつた。この

箇所を凝視するとき、白抜きの「百十二」は前行に高さを揃えて乱れがないものの、「後西院 治八年」という部分の書体は筆力に勢いを欠き端正と評することがためらわれる別筆、つまり整然と乱れがないレイアウトと一点一画をゆるがせにしない端正な書体という『国名風土記』の帝王系図が具えていたはずの美徳に違背することに気づく。この箇所もまた入木だったのである。宝永五年板が利用した先行板の板木に何とあつたかは容易に想像がつく。この箇所を帝王系図の約束ごとに即して「万々歳」という文言を添え、

と点画をゆるがせにしない端正な書体で記し、もって宝祚の長久を言祝いでいたはずである。

いま、「後西院<sup>治八年</sup>」の箇所を入木とし、端正とするこのためらわれる別筆と評したが、版面を熟視するとき、これに類する部分的な入木改削が他にも存在することに気づく。百九代「後水尾」の三文字と百十代「明正」の二文字も同じく、勢いを欠いた別筆である。つまり宝永五年板の帝王系図には記事の追加と部分的改削というカテゴリーを違えた二種類の入木が共存する<sup>注9</sup>。

そして「後水尾」「明正」「後西院」の三例はいずれも天皇名である。それゆえ入木によるこの訂正がケアレスなミスを正すという種類のものではあらずはなく、訂正にはそれなりのしかるべき理由があったと考えるべきであろう。おそらくそれは先行する版の刊行時と宝永五年との間の時差が関与する改訂であり、より具体的にいえば個々の天皇の境遇に生じた変化に対応した改削であろう。時間差のもたらす天皇尊号の変化とは何か。そもそも天皇名は原則として〈諡号〉すなわち〈おくりな〉であり、崩御ののち定まる。それゆえ帝王系図にあつても、在位の間は「今上」を、讓位の後は院号を用い、崩御の後はじめて天皇名が記

される。入木はこの慣行に従った改訂であつて、先行する版には「後水尾天皇」の箇所を「本院」、「明正天皇」を「新院」などと記してあつたに違いない。もしそうならば、入木によるこの部分的改削は先行する版の刊行が後水尾、明正両帝の存生中であつたことを意味する。そして、もしそうであるならば、訂正の加えられる以前の帝王系図がとりまとめられた時点を絞り込むことが可能となる。

入木によって修正される前に「百二 今上皇帝」と表記されていたのは後西院（後西天皇）を別として、後光明天皇をも加えた三代の在位と崩御とは以下のごとくである。

- 一〇九・後水尾天皇 一六二九（寛永六） 一六八〇（延宝八）崩御
- 一一〇・明正天皇 一六二九～四三（寛永二〇）一六九六（元禄九）崩御
- 一一一・後光明天皇 一六四三～五四（承応三）一六五四（承応三）崩御

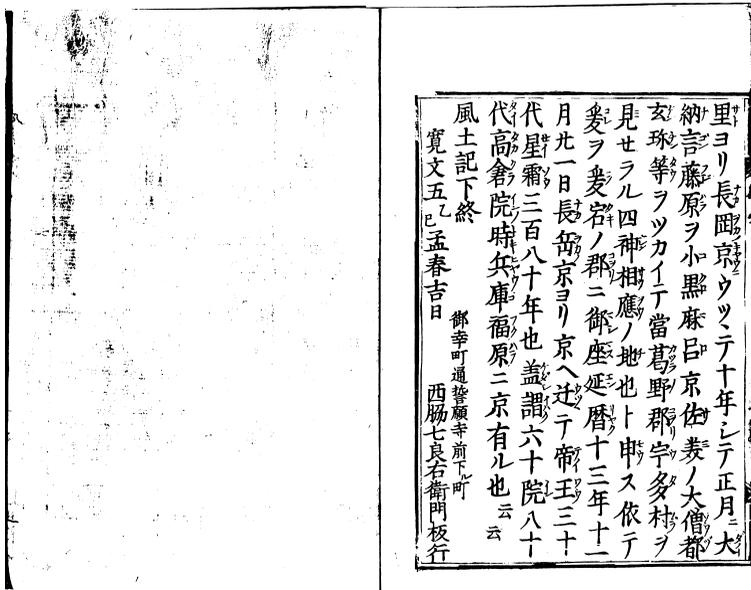
ここから「百後水尾」の表記が「百〔院号〕」でなければならなかったのは一六二九（寛永六）年の讓位以降八〇（延宝八）年の崩御までの間（a）、「百明正」の表記が「百〔院号〕」でなければならなかったのが一六四三（寛永二

○) 九六(元禄九)の間(b)ということになる。<sup>注10</sup>一方、後光明天皇は在位のままの崩御であったから、「<sup>百</sup>後光明」と表記することは一六五四(承応三)年以降(c)に可能となる。そして

- (a) 一六二九〜八〇
- (b) 一六四三〜九六
- (c) 一六五四〜

この三つの時間帯、すなわち(a)〜(c)を同時に満足するのは、一六五四(後西天皇即位)から一六八〇(後水尾天皇崩御)の間であり、ここから入木による訂正を受ける以前の帝王系図は一六五四〜八〇の間の成立であったということになる。この数値は、実はもう少し縮めることができる。後西天皇を今上皇帝もしくは今上天皇と記してあったはずであり、それゆえ、帝王系図はその讓位があった一六六三年以前の成立でなければならぬ。

以上くだけたく述べてきたところをまとめれば、『国名風土記』には承応〜寛文年間に仕立てられた別版があり、宝永五(一七〇八)年板は先行するこの版の板木に埋め木によって訂正を加えつつ利用したものとの推測が可能となった、ということになる。そこで国文学研究資料館



〔図版3〕寛文五年板『国名風土記』の刊記。大和文華館蔵。

のデータベース・日本古典籍総合目録を検索してみると、寛文五（一六六五）年西脇七良右衛門板の存在に出合う。

〔図版3〕として刊記のページをここに引いてみる。〔図版1〕と〔図版3〕とを引き比べることにより、続類從『日本得名』の底本に使用された宝永五年中村板が寛文五年西脇板の求板であった事実は一目瞭然であろう。たとえば西脇板の六行目、七行目の行末に並ぶ「三十」「八十」の「十」という文字それぞれに生じた欠損がそのまま中村孫兵衛板の紙面に残る。また中村孫兵衛板の、

小黒麻呂「紀小」佐美ノ（2行目）

という箇所に見る窮屈な字配りも入木に特有の現象とすることができよう。寛文五年板は下巻終丁ウの終り二行を刊記に当てて、

風土記下終

御幸町誓願寺前下ル町

寛文五乙巳孟春吉日

西脇七良右衛門板行

とするが、最初の「風土記下終」という五文字を残し、その先を埋木することによって余白を作り出し、刊記を彫り改めたものが宝永五年板であった。<sup>注11</sup>

宝永五年中村孫兵衛板に先行し板木を提供したのが西脇七良右衛門板であった事実は疑問を差し挟む余地はなからう。しかし、そうするといささか困ったことが生ずる。

先に帝王系図に見る入木訂正から中村孫兵衛板の利用した板を後光明天皇崩御のち後西天皇讓位までの間、年次でいえば一六五四（承応三）年から一六六三（寛文三）年の間の刊行と推測したが、この推測と実際の刊年との間に二年ほどのギャップが生じる。西脇板の刊年が寛文五年すなわち一六六五年だったからである。

ただし念のために申し添えておけば、この誤差は帝王系図に見る部分的改刪を検証する過程に何らかの過失があったり、検証そのものに方法的な欠陥のあった結果としてもたらされたものではない。西脇七良右衛門板に刻された寛文五年という刊記と帝王系図における最終時間である寛文三年正月二十五日との間に二年のギャップが存在するが、この二年は改刪の手が加わる以前の寛文五年西脇七良右衛門板の板木の上に存在した時間差であった。<sup>注12</sup>

この事実をいかに理解すべきかに思いをめぐらすとき、本稿にあって、すでにこれに類するトラブルに遭遇し、解決を先延ばしにしていたことを想起する。宝永五年板の帝王系図に追加された最終記事と刊年との時間差である。この場合は刊年が宝永五年であって最終記事が同六年と、寛文

五年板の場合とは逆に記事の年時が刊年を超越していた。

しかしこれは困った障害でも大問題でもない。繰り返しになるが、これは入木とか求板などの人手が加わる以前の段階で存在していた寛文五年板自体のオリジナルな矛盾である。それゆえ、この種の数値に厳密さを求めてみても、あまり大きな捻りは期待できそうにもないとする事ができるであろう。それはまた板本の刊記などいうものは所詮はその程度のもので大悟達観しておくのが無難であろうという意味でもある。

ここで話題を『江戸名所記』と『国名風土記』との典拠関係にもどす。『国名風土記』は続類従の活版本に寛永五年の刊行とするものの寛永五年は宝永五年の誤りであった。ほかにも寛文五年板の存在が明らかになったが、これとでも寛文二年刊の『江戸名所記』に遅れること三年という数字を根拠に先行文献たりえたとすることができるとか否か、刊記に数学的厳密さを求め得ないらしいことが明らかに。なつたいま、微妙なところであろう。

両書の関連を探るための新しい方策はないものかと、ふたたびデータベース・日本古典籍総合目録を参照するとき、『国名風土記』には先行する板が別にもう一種あつたことを知る。慶安四年の西脇七良右衛門尉板である。寛文版として宝永板が漢字片かな交じり文であるに対して慶安版は

漢字平がな交じり文、ともに各半丁一〇行ながら、片かな本が全四〇丁、平がな本が全四八・五丁とポリウムも相違して、印象をまったく違えた板である。慶安四年板の版元は寛文五年板と同じく西脇七良右衛門注14であるが、改板に当って文言の訂正がある。それゆえ寛文五年板から宝永五年板への求板時のそれも加わって、続類従の活版本と本文がいささか相違する。

例として本稿で問題にしている武蔵の国号の記事を採りあげてみよう。

武蔵国むさし 当国たうこくち、ぶかみね秩父ちちぶ嵩たかみは。よろひむしやいかりたてる躰ていなり。それによつて。この国くにの人。こゝろたけきなり。日本武尊。東夷とういついたうのために。くだりたまひしとき。かのみねへあがり御覧みらんじて。わが朝あその人のこゝろ。たけき事こと此みねのゆへなり。よつて。われとあしきともからを。したかへる大將たいしやうぐん軍たり。しかれば。御きたうのためとて。所持しよちしたまひける。兵ひやうぐ具ぐをかの妙めうけん嶮けん大菩薩だいぼさつの御みねに。おさめうつみおきたまへり。かかの武具ぶぐをいわくらに。こめらるゝゆへに。むさしと名なづけたり。又武具ぶぐさしおくとおほせありけるによつて。云かとなり。

これは先に活版本の続類従を使って引用した武蔵国名の由来を、テキストを替え慶安の平がな本によって引用してみたものである。両者の相違は、ここに見るように、現のはしばしを変えろという程度を多く出ろものではないが、傍線部のような微妙なケースが含まれていたりもする。傍線部は武蔵という国名の由来を物語るにあたって眼目ともいべき箇所であるが、続類従（活版本）では、

彼ノ武具ヲ岩蔵籠ラル。故二号シテ武蔵トイフ

として表現を微妙に違える。このあたりは武蔵の国名を、

武具をこめし岩蔵の国なれば文字に武蔵と書たり。

とする『江戸名所記』との典拠関係の判定にも関わる肝要な箇所である。

続類従の「岩蔵籠ラル」は、あるいは振りがなに混乱があつて、

岩蔵ニ籠ラル

のつもりかと考えてみたのであるが、念のため続類従原本

の宝永五年板に確認を試みるときこの箇所を、

彼ノ武具ヲ岩蔵籠ラル。故二号シテ武蔵トイフ。

と表記するところから、

岩ニ蔵メ籠ラル

と読むのが正しいらしく、

いわくらに。こめらるゝ、

と「いわくら（岩蔵）」を一語として使用する『江戸名所記』の本文からさらに遠ざかる。<sup>注15</sup>つまり宝永五年板に代えて慶安四年板の平がな本を提示することにより、『国名風土記』と『江戸名所記』との関連は、刊行年次のねじれという胡散くさいいざこざを回避できるだけでなく、表記の点においてもさらに明確になる。

ここに『江戸名所記』の武蔵国の由来の説明は『国名風土記』に由来するものと結論できることとなつたものなのである。

なお余談ながら寛文五年板と宝永五年板との相違につい

てこの場を借りて注記しておきたい。冒頭の帝王系図に増訂のあったことはすでに触れたが、本文に関して訂正は意外と少ない。慶安四年板から寛文五年板へが板木を彫り改める改版であったのに対して、今回は求版であり訂正は入木によったところから、スペース的にまた数的に制約を受けたものである。寛文五年板から宝永五年板への訂正は人名や地名の誤りを正すというケースが多くを占める。例えば、

寛文五年板

天ノ朔女ノ岩舟

衣手ノ漬ノ国

木曾ハ季ハ皇輕ルノ王子

手摩乳足摩乳

宝永五年板

天ノ深女ノ岩舟（撰津）

衣手ノ漬ノ国（常陸）

木梨子輕ルノ王子（但馬）

手摩乳足摩乳（伯耆）

のごとくであり、たとえば「天ノ朔女ノ岩舟」↓「天ノ深女ノ岩舟」を例に入木の状態を説明すれば、

天ノ書女ノ岩舟

と「朔」はルビともども改刻するが「女」はルビのみの訂正で済みます。

\*

ここで『江戸名所記』との関連を離れ、『国名風土記』自体について少しく立ち入ってみたい。

『国名風土記』はその別名にも明らかのように六十余州の国名それぞれの由来を解説する書物として喧伝するが、意外なことに実は三部から成り、国名を問題に採りあげるのはその第二部である。いま小見出しを用いて『国名風土記』の構成を紹介すれば、次のようになる。

第一部「大日本帝王系之図」 上一オ〜上四ウ

第二部「日本記之内国名」 上五オ〜上廿二ウ 下

一オ〜下十六ウ

第三部「都ヲウツサレシ事」 下十七オ〜下十八ウ

寛文五年板によってそれぞれの丁数を添えてみた。第二部「日本記之内国名」と他の二つとの間に極端なまでのポリウム差があり、本書が国名由来の書とされ地誌に分類されることを、あるいは首肯すべきかもしれない。

しかし慶安四年の平かな本では、いささか事情が相違する。第一部は小見出しを「王代記目録」とし、丁数が一丁

半と少ないからである。慶安四年板は全四十九・五丁、対するに寛文五年板の総丁数は三十九丁であるから、第一部に見る丁数の差は尋常でない。この差は小見出しの変更と無関係ではなからう。平がな本から片かな本への移行に際して何が起こったというのであろうか。

この問題を検討する材料として、慶安版の冒頭を引用してみる。

王代記目錄 頌曰  
 神武 綏靖 安寧王 懿徳 孝昭 孝安王  
 孝霊 孝元 開化王 崇神 天王第十代  
 垂仁 景行 成務王 仲哀 神功 応神王  
 仁徳 履中 反正王 允恭 天王二十代

統類従では釣書の形式を用いてまさに「大日本帝王系之図」そのものであったが、慶安版では板面の印象が系図からほど遠い。まず人物と人物とを結ぶ系線が見あたらない。また統類従では、

— 十成務 — 日本武尊 — 四仲哀

— 七正親町 — 陽光院 — 八後陽成院 —

のごとく皇位に付かなかった人物を適宜配して皇統の相関を明かすが、慶安板に見るのは、「神武」から「今上皇帝」まで百十一代の御名の羅列に徹する姿勢である。そのうえ慶安板は帝王系図の掉尾を飾る決まり文句、今上天皇の弥栄を祈念する、あの「万々歳」の語を欠く。

さらに加えて、系図には馴染まないある種の細工が施されていることにも気づく。たとえば歴代が十代ごとに区切られていることである。右の引用にいう「崇神天王第十代」「允恭天王二十代」に続けて、この先「欽明天王三十代」「天武天皇四十代」……「後円融院一百代」と十代ごとをまとめる文句が挿入される。それだけではない。どの十代もルビに従って音読するとき、

持続。文武。元明王 ちとう・もんぶ・げんめいわ

元正。聖武。孝謙王 げんしやう・せうむ・かうげ

廢帝。称徳。光仁王 んわう はないてい・せうとく・くわう

桓武。天皇五十代 ぐわんむ・てんわうごじふだ

い

と音律の自ずと整うことにも気づかされる。

思うにこれは歴代天皇を記憶するための教範であろう。とかく単調に墮しがちな羅列を舌頭に快く響かせることによって効果有らしめようとする配慮が見え隠れする。小見出し「王代記目録」に添えられた「頌に曰く」という小書きは、ともかくも声に出して読んでごらん、というほどの意味であろうか。かつて昭和の小国民が強要されたジーンムスイゼイアンネイトクという棒暗記など足下にも及ばない、きめ細やかな配慮が施されているとすることができよう。

ただし第一部を「王代記目録」とする慶安四年板をもつて『国名風土記（日本得名）』の古態と見なすことはできないものようである。たしかに慶安四年板は板本としては最古板ではあるものの、これもまた日本古典籍総合目録に就くとき『国名風土記（日本得名）』には古い写本が多数伝存し、その中には室町期までさかのぼるものをも交える。そのほとんどについて調べが行き届かず、詳細を明らかにしないことを遺憾にする現状であるが、たまたま寓目したケースでは、第二部のいわゆる「日本記之内国名」を具えることにおいてすべてのテキストが一致するものの、第一部と第二部とは遷都の次第（宝永五年板の第三部「都

ラウツサレシ事」のこと）・平安京東西南北大小路上の名・『日本国見在書目録』抜粹などの組合せがほとんどであつて、第一部を「王代記目録」とするものも「大日本帝王系之図」とするものも見出すことができなかつた。

これは板本をもとに『国名風土記（日本得名）』がいかなる書物であつたのかを探索しようとする努力がいささか見当はずれであることを示唆する。おそらくその淵源は中世の日本紀講説の世界に達するであろう。先にも例示した「衣手ノ漬ノ国」<sup>ヒタ</sup>「木曾ハ季ハ皇輕ルノ王子」<sup>キソノキ</sup>など慶安五年板に見え、寛文五年板に継承された固有名詞の怪しげな読みも口承そして書承の繰り返しを背景に秘めたものであつたと想像されるが、その詳細は今後の検討に委ねるしかない。

注1 鈴木棠三・朝倉治彦氏『江戸名所図会』（昭四一 角川文庫）一33ページ。

2 注1に同じ。

3 続類従の『日本得名』は後にも触れるように宝永五年板を底本にするが、これも後に再説するように若干の誤植があり、またルビの多くを省く。それゆえ宝永五年の板本によってルビを含めてこの箇所を再現すれば次のごとくになる。

武蔵国トハ。当国祇父ノ高ハ。其鑑 武者ノイカ  
 リタツル体ナリ。コレニ依テ。此国ノ人ノ心タケキ  
 ナリ。日本武ノ尊 東夷ヲ追罰ノタメニ下リ給シト  
 キ。カノミネヘ詣テ御覽シテ。吾朝ノ人ノ心武事。  
 コノミネノユヘナリ。依テ吾レト凶 徒ヲシタカハ  
 ル大将 軍タリシカハ。御祈禱ノタメト所持シ給  
 ケル。兵具ヲ彼ノ妙見大菩薩ノ御嵩ニヲサメ。ウズ  
 ミヲキ玉フナリ。彼ノ武具ヲ岩 蔵 籠ルル。故ニ  
 号シテ武蔵トイフ。又武具サシヲクト仰 有ケルニ  
 云レル歟也。

4 『日本得名』は統類従三十三輯上所収、それゆえ『群書  
 解題』第八の423ページに解題が載る。

5 平成一〇 青裳堂書店。  
 たとえば『大和詞大全』に刊記を、

延宝九辛 酉 正月吉日／高辻通雁金町永原屋中村孫兵  
 衛板  
 とする。

7 統類従原本の閲覧を申請するに当って書陵部の『和漢図  
 書分類目録』を繙いた段階で予想はほぼ確信に近づいた。  
 同目録には統類従所収書目一冊ごとに、

<table border="1"> <tr> <td>後醍醐 辛</td> <td>後保元 庚</td> <td>龜山 辛</td> <td>後宇多 辛</td> <td>後花園 辛</td> <td>後醍醐 辛</td> <td>後崇長 辛</td> <td>今上 辛</td> <td>後光厳 辛</td> <td>女帝 辛</td> </tr> <tr> <td>後深草 辛</td> <td>後白河 辛</td> <td>後伏見 辛</td> <td>後伏見 辛</td> <td>花園 辛</td> <td>大德 辛</td> <td>正親 辛</td> <td>崇光 辛</td> <td>後光厳 辛</td> <td>後深草 辛</td> </tr> <tr> <td>後醍醐 辛</td> <td>後保元 辛</td> <td>龜山 辛</td> <td>後宇多 辛</td> <td>後花園 辛</td> <td>後醍醐 辛</td> <td>後崇長 辛</td> <td>今上 辛</td> <td>後光厳 辛</td> <td>女帝 辛</td> </tr> </table>	後醍醐 辛	後保元 庚	龜山 辛	後宇多 辛	後花園 辛	後醍醐 辛	後崇長 辛	今上 辛	後光厳 辛	女帝 辛	後深草 辛	後白河 辛	後伏見 辛	後伏見 辛	花園 辛	大德 辛	正親 辛	崇光 辛	後光厳 辛	後深草 辛	後醍醐 辛	後保元 辛	龜山 辛	後宇多 辛	後花園 辛	後醍醐 辛	後崇長 辛	今上 辛	後光厳 辛	女帝 辛	<table border="1"> <tr> <td>村上天 辛</td> <td>融 辛</td> <td>一條 辛</td> <td>順德 辛</td> <td>去御 辛</td> <td>後深草 辛</td> <td>後深草 辛</td> <td>後深草 辛</td> <td>高倉 辛</td> <td>後高倉 辛</td> </tr> <tr> <td>伏見 辛</td> <td>後伏見 辛</td> <td>花園 辛</td> <td>光嚴 辛</td> <td>崇光 辛</td> <td>正親 辛</td> <td>崇光 辛</td> <td>後光厳 辛</td> <td>後光厳 辛</td> <td>後深草 辛</td> </tr> <tr> <td>伏見 辛</td> <td>後伏見 辛</td> <td>花園 辛</td> <td>光嚴 辛</td> <td>崇光 辛</td> <td>正親 辛</td> <td>崇光 辛</td> <td>後光厳 辛</td> <td>後光厳 辛</td> <td>後深草 辛</td> </tr> </table>	村上天 辛	融 辛	一條 辛	順德 辛	去御 辛	後深草 辛	後深草 辛	後深草 辛	高倉 辛	後高倉 辛	伏見 辛	後伏見 辛	花園 辛	光嚴 辛	崇光 辛	正親 辛	崇光 辛	後光厳 辛	後光厳 辛	後深草 辛	伏見 辛	後伏見 辛	花園 辛	光嚴 辛	崇光 辛	正親 辛	崇光 辛	後光厳 辛	後光厳 辛	後深草 辛
後醍醐 辛	後保元 庚	龜山 辛	後宇多 辛	後花園 辛	後醍醐 辛	後崇長 辛	今上 辛	後光厳 辛	女帝 辛																																																				
後深草 辛	後白河 辛	後伏見 辛	後伏見 辛	花園 辛	大德 辛	正親 辛	崇光 辛	後光厳 辛	後深草 辛																																																				
後醍醐 辛	後保元 辛	龜山 辛	後宇多 辛	後花園 辛	後醍醐 辛	後崇長 辛	今上 辛	後光厳 辛	女帝 辛																																																				
村上天 辛	融 辛	一條 辛	順德 辛	去御 辛	後深草 辛	後深草 辛	後深草 辛	高倉 辛	後高倉 辛																																																				
伏見 辛	後伏見 辛	花園 辛	光嚴 辛	崇光 辛	正親 辛	崇光 辛	後光厳 辛	後光厳 辛	後深草 辛																																																				
伏見 辛	後伏見 辛	花園 辛	光嚴 辛	崇光 辛	正親 辛	崇光 辛	後光厳 辛	後光厳 辛	後深草 辛																																																				

〔参考図版〕寛文五年板『国名風土記』上巻2ウ-3オ。大和文華館蔵。

卷九七九日本得名（国名風土記） 宝永五版

のように底本が略記されている。つまりこの段階で底本が寛永五年の板本ではなく宝永五年板であると気づく。なお続類従原本には刊本をそのまま底本に活用した例は意外と多く、主なものを拾ってみただけでも、

卷二二〇 日蓮上人註画讃 寛永一三版

三二〇 花上集 寛永八版

三二四 早霖集 応永二九版

九〇二 延寿撮要 古活意齋版

九〇六 簠簋内伝 宝永七版

九五〇 康頼宝物集 慶長活

などが挙がる。

8

次にも述べるように宝永五年板『国名風土記』は求板本であり、求板本ゆえの板面の荒れが邪魔して印象を散漫にする。そこで参考のために求板の底本として利用された寛文五年板の同一箇所を（参考図版）として添えてみた。この図版によって鮮度の落ちる以前の二つの特色をより鮮明に捉えることができる。

9

なお厳密を期せばこの他に「明正（女帝）」の割り注「治十四年」と「後光明」の割り注「治十一年」との二箇所にも入木が施されている。しかしこの二箇所は歴史的事実在即した訂正（寛文五年板の数字が見聞えている）なので、同日に論ずべきではなからう。

10

ここに言う「院号」とは太上皇帝・新院・本院などの讓位後の尊称、寛文五年板によってタネ明かすると百九代の「院号」は「太上皇帝」、百十代の「院号」は「女帝」であった。

11

刊記のある「図版1」と「図版3」の半丁に限って入木の箇所を指摘すれば、ここに挙げた例の他にも、

寛文五年板 宝永五年板

葛野郡 (3行目) 葛野郡 (3行目)

愛宕ノ郡 (5行目) 愛宕ノ郡 (5行目)

蓋謂六十院 蓋謂 又其後 (7行目)

などがある。

12

後西天皇（承応三→寛文三在位）を今上皇帝として記述するところから、帝王系図に読みとることのできる時間の最終リミットは寛文三年正月二十五日である。その翌日、後西天皇から皇太弟（靈元天皇）への国譲りがあった。

13

実物に接してはいないが『国名風土記』には文化十三年板もあるらしい。『日本書房 古典・近代資料目録』十一（平成二三・六）に載る写真によると、下巻のうしろ見返しを奥付に使用して「浪華契沖阿闍梨冠註／備前河本公輔大人校／賀茂季鷹県主閲／文化十三年丙子九月／平

〔安書肆文泉橘枝斯文文錦博更五車松月玉筒明学竹苞等再刻発兌〕とする十肆相合板がそれ。再刻を謳うものは宝永五年中村孫兵衛板の板木をそのまま流用した代物のようである。また国立国会図書館のOPACを検索するとき池田末則・鏡明克・江端真樹子氏編『地名研究資料集』第一巻（日本）（二〇〇三 クレス出版）所収『国名風土記』の底本を宝暦四板と記すが、ここに言う「宝暦四板」とは寛文五年板を宝暦四年に写した写本の謂である。

14 厳密に言えば慶安四年板の刊記には西脇七良右衛門尉と古風に「尉」の一字を添える。

15 宝永五年板に句読点を欠くので私に補った。さらにいえば、宝永五年板は総ルビに近いが、活版本の続類従は煩瑣を嫌ったものか、ほとんどのルビを省く。

〔追記〕宮内庁書陵部および大和文華館は所蔵資料の図版掲載をお許しくださった。深謝申し上げる次第である。

（わたなべ もりくに・実践女子大学名誉教授）